

運営推進会議開催回数

小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	2か月に1回以上、定期的に開催(年6回以上)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護・医療連携推進会議という。)	6か月に1回以上、定期的に開催(年2回以上) ※平成30年度より回数が緩和されました
認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護 (安全・サービス提供管理委員会という。)	6か月に1回以上、定期的に開催(年2回以上)
療養通所介護 (安全・サービス提供管理委員会という。)	12か月に1回以上